

ご門徒各位様

総会終了と本誓寺維持会、解散のご報告

謹啓 初冬の候ご門徒各位には愈々ご清祥のことお慶び申し上げます。

さて、去る7日開催の平成10年度通常総会に於いて、本誓寺維持会が解散することになりましたので、先づ以ってご報告申し上げます。

このことにつきましては、当日ご出席頂けなかった方もあり、これまでの経緯についてお報らせ申し上ぐると共に、維持会の輝かしい歴史にご協力頂いて参りました皆様に改めて心から感謝申し上げたいと存じます。

今、発足当時の資料をみると、昭和25年設立の「趣意書」に、「作秋檀信徒各位の心からなる御寄附に依りまして大正十三年本誓寺本堂落慶以来の宿願が適い、御承知の如く御屋根も上がり、今や県都第一の菩提寺として名実共に其の偉容を備うるに至りました事は洵に御同慶に堪えない次第で御座居ます。さて、過般の総会に於きまして決議せられました本誓寺維持に関し、愈々此れを実践化し、遠く天正十八年以来東北に於ける真宗教化の中心として重鎮をなし、我等が先祖代々の有難き如来慈光の照護を喜び宗門を護持して参りました本誓寺の基礎を一層固めたいと存じます。」

とあり、その意義とこれに結集した檀信徒（以下「門徒」という。）の熱い願が伺えます。

この趣意書にみられるように門徒の総意により、門徒を会員として、爾來約半世紀にわたり、会費を集め、寺の護寺興隆に数々の業績を挙げて来たことは、ご高承の通りですが、この間、事情詳らかでありませんが、小職就任以前から、本誓寺で宗教活動の一環として行うべき「本山ご依頼金等に関する一切の代行業務」または「教化、聞法発展の為の各種行事の開催」（具体的には毎年行われる夏期曉天講座など）が規約に盛られ、維持会事業として

今まで執行されて参りました。

そこで、平成8年9月に改正された宗教法人法に鑑み、これらのことをするにせると共に、併せて真宗大谷派仙台教務所長のご指導もあり平成3年真宗大派条例として公示、施行された「門徒条例」に基づき、規約改正に際し総代の選定条項を盛り込む方針と致しました。

別添の通り「門徒条例」を同封しますが、これは昭和56年に制定された新しい大谷派宗憲第84条の規定に基づいて定められたものであり、法人、個人を問わず真宗大谷派全門徒はこの条例を遵法せねばならないものと認識しております。

今年に入りましてから、維持会に小委員会として「本誓寺規約整備委員会」を設けるなど 銳意規約改正に取り組んで参り、今秋漸く素案を得たので寺側と協議に入りましたが、ご住職は一貫して総代の選定に難を示され、あまたさえ突然、維持会を解散するよう要請が出されたのであります。

この間の詳細は省略しますが、そもそも本誓寺の為に維持会をつくり、寺の財政基盤確立と援助などの目的をもって運営してきたこの会の存立根拠が無に帰したのではないかと思われます。

先般の役員会にも解散要請の報告をしましたが、ご住職の意向を尊重することで、解散は総会に諮り、門徒の総意に基づいて設立されたものであるから、あくまで門徒の総意に於いての解散が至当と存じ、先般の総会の既定議案を変更し、議決を見た次第であります。

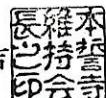
なお、今回の平成10年度通常総会議案について、さきにご案内ハガキの議案と相違したのは、実は恒例により事前に印刷等準備済みのものであり、前記の次第で、当日緊急動議により別添の通りの変更議案によって審議がなされ、総て提案通りご承認を得ましたので、お詫び傍々総会終了のご報告と致します。

以上、充分意を尽せませんが、ことここに至りました経緯を述べ、今日までご援助、ご協力を賜りましたことに改めて衷心から厚く御礼を申し上げ、永年の歴史を閉じざるを得なかった本誓寺維持会の解散について、小生の不徳の致すところとお詫びして、ご報告とさせて頂きます。

合掌

平成10年11月8日

(前) 本誓寺維持会
会長 小笠原 三吉



二伸

維持会解散後も、解散に伴う残務等は、旧役員会のメンバーを中心に、処理させて頂きますが、次の諸点について申し上げます。

- (1) 従来の維持会会費は解散に伴い一切の根拠が無くなりますので、今年10月以降の新年度徴収金は全く無くなります。
- (2) 今後は恐らく「懇志金」としてお寺様から直接、ご依頼があるかと存じますが、各位それぞれのご判断での、ご協力でよろしいかと存じます。
- (3) 永い歴史と数々の業績を讃え、とくに先達の遺徳を偲び、12月初旬を目途に、有志により忘年会をかねた解散会の企画がありますので、ご参加希望の方は本月中にハガキなどにより下記宛ご連絡頂ければ幸いです。

宛て先 〒 020-0878
盛岡市肴町3-3
池野 亮一
自宅 622-3270
会社 623-4441